



## 知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除または猶予される制度があります。免除や猶予の承認を受けた期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間に算入されません。制度名、審査対象や老齢基礎年金額の計算方法は、左記のとおりです。

制度名	対象	老齢基礎年金の金額 (全額納付に対し)
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	6分の2
4分の3免除		6分の3
半額免除		6分の4
4分の1免除		6分の5
若年者納付猶予	30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	算入されません
学生納付特例	学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合	

※ 4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、免除後の保険料を納付しないと、免除も無効（未納と同じ）になります。

いずれの制度も、免除の承認を受けてから10年以内であれば将来受け取る老齢基礎年金額を増やすため、さかのぼって保険料を増やすことができません。しかし、免除や猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、ご注意ください。

### 申請先

町民課住民係又は松山西社会保険事務所

### 持参物

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 学生証又は在学証明書  
(学生の場合)

### 問 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課

☎ 925-5175

## 平成21年 成人式のご案内

日時 平成21年1月12日(祝)

受付 9時30分

記念撮影 10時

※ 記念撮影を先に行いますので、時間に遅れないようにお越しください。

場所 松前総合文化センター

広域学習ホール

内容 記念撮影、町長あいさつ、立食パーティー、思い出の写真、抽選会など

対象者 昭和63年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、松前町に住民登録・外国人登録のある方



※ 対象者には12月上旬にハガキでご案内します。

※ 進学・就職などで町外に転出している方も参加できます。希望者にご連絡ください。

問 教育委員会社会教育課

生涯学習係

☎ 985-4135

12月4日(木)~10日(水)

第60回 人権週間

### 「育てよう 一人一人の人権意識」

人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員又は松山地方法務局へご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

松山地方法務局 ☎932-0888  
子供の人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

問 教育委員会社会教育課 ☎985-4137

製造事業所の皆さんへ

### 統計調査にご協力を！

経済産業省では、12月31日現在で工業統計調査を実施します。

調査をお願いする製造事業所には、12月から来年1月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

問 企画財政課企画調整係 ☎985-4101